



埼玉県報

第 2 6 7 6 号
平成 2 7 年 3 月 6 日
金 曜 日

目 次

規則

- [埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則\(警務課\)](#)
- [風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則及び犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則\(警務課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(北部地域振興センター\)](#)
- [埼玉県プールの安全安心要綱の一部を改正する告示\(生活衛生課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [ヨーネ病患畜の発生\(畜産安全課\)](#)
- [保安林の指定の解除予定\(森づくり課\)](#)
- [越谷都市計画高度利用地区の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [越谷都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [蓮田都市計画下水道事業の事業計画の変更認可\(都市計画課\)](#)
- [越谷都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [建築士免許の取消し\(建築安全課\)](#)
- [県道越生長沢線の供用の開始\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [一般国道299号の供用の開始\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [県道上里鬼石線の区域の変更\(本庄県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定の取消し\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)

正誤

- [埼玉県条例第33号中訂正\(税務課\)](#)
- [埼玉県告示第179号中訂正\(就業支援課\)](#)

規 則

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 6 日

埼玉県公安委員会委員長 山 本 正 士

埼玉県公安委員会規則第 3 号

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則

埼玉県警察組織規則（昭和50年埼玉県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第16条中「生活環境第一課」を「保安課」に、「生活環境第二課」を「生活経済課」に改める。

第17条中第 4 号から第 6 号までを削り、第 7 号を第 4 号とし、第 8 号から第15号までを 3 号ずつ繰り上げる。

第19条の見出しを「（保安課）」に改め、同条中「生活環境第一課」を「保安課」に改め、同条に次の 4 号を加える。

- (10) 質屋営業及び古物営業に関する事。
- (11) 警備業に関する事。
- (12) 探偵業に関する事。
- (13) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の規定によるインターネット異性紹介事業の規制に関する事。

第20条の見出しを「（生活経済課）」に改め、同条中「生活環境第二課」を「生活経済課」に改める。

第20条の 2 第 5 号を削る。

第57条の 8 第 1 項中「生活環境第二課」を「生活経済課」に改める。

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

規 則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則及び犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月6日

埼玉県公安委員会委員長 山 本 正 士

埼玉県公安委員会規則第4号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則及び犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部改正)

第1条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則(昭和60年埼玉県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「ついたて」を「つい立て」に、「遮へい」を「遮蔽」に改める。

別表備考中「埼玉県警察本部生活安全部生活環境第一課」を「埼玉県警察本部生活安全部保安課」に改める。

(犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正)

第2条 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状を請求することができる司法警察員の指定に関する規則(平成12年埼玉県公安委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第1号中「生活安全部生活環境第一課」を「生活安全部保安課」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

告 示

埼玉県告示第二三五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年二月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人映画甲子園

三 代表者の氏名

白 川 洋次郎

四 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市並木二丁目一番パークタウン駅前プラザ一号棟七百二号室

五 定款に記載された目的

（変更前）当法人は、全国に学ぶ高校生らに対して情報の受発信に関する正しい考え方を啓蒙するとともに、映像教育の実践の場を提供することで、知財立国、文化立国たる我が国社会を実り多い、豊かなものとするための人材育成の基盤づくりに寄与することを目的とする。

（変更後）当法人は、映像教育の実践の場を提供することで、ひろく高校生などの若者にたいして、映像制作を通して社会性の確立や人間性を高めるための人材育成を行い、知財立国、文化立国たる我が国社会を実り多い、豊かなものとするための基盤づくりに寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第二百六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年二月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人熊谷市ほたるを保護する会

三 代表者の氏名

柴田 忠雄

四 主たる事務所の所在地

埼玉県熊谷市三本千九百二十七番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、市民等に潤いを与える自然発生しているゲンジボタルを保護し、子供達に繋いでいくため、市民等と一体になって環境保全を図る活動を目的とする。

告 示

埼玉県告示第二百七号

埼玉県プールの安全安心要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年三月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県プールの安全安心要綱の一部を改正する告示

埼玉県プールの安全安心要綱（昭和四十九年埼玉県告示第七百三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に改める。

第九条第一項中「さいたま市及び川越市」を「保健所を設置する市」に改める。

別記第二号ロ(5)(三)中「保健所長」を「所轄保健所長」に改め、同号ニ(8)中「所轄の保健所長」を「所轄保健所長」に、「保健所長」を「所轄保健所長」に改める。

様式第一号から様式第四号までの規定中「埼玉県」を

和論市加 藤」を

「(宛先)
埼玉県 保健所長」に改める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県プールの安全安心要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

埼玉県告示第二百八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク北坂戸店

埼玉県坂戸市末広町二十番二

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 踏切脇の交差点は現在も混雑しており、店舗への出入に際しては円滑な交通誘導をお願いします。また、誘導案内看板等を設置するなど適切な対応をお願いしたい。
- (2) 児童生徒の登下校時における出入口付近の安全確保、安全対策を講じてください。
- (3) 深夜営業もあることから警備員の配置や青少年健全育成推進店への積極的な加入等、非行防止に配慮してください。
- (4) 対象地周辺は、屋外広告物法に基づき禁止地域が存在するため、野立て看板を設置できない場合がありますので注意のこと。
- (5) 開店後においても、周辺地域の生活環境に影響を及ぼす事案が発生した場合には、速やかに関係機関と協議するとともに適切な対策を講じてください。

二 縦覧期間

平成二十七年三月六日から平成二十七年四月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

告示

埼玉県告示第二百九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により次のとおり患畜等について届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十七年三月六日

埼玉県知事 上田清司

牛	ヨ―ネ病	伝染病及び家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	頭数又は群数	発生場所又は区域	発生日月日	処置
	患畜			一頭	熊谷市	平成二十七年 二月二十六日	殺処分

告 示

埼玉県告示第二百十号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十七年三月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 解除に係る保安林の所在場所
埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川字日野原八九八の一三
- 二 保安林として指定された目的
耕地の防風
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

告 示

埼玉県告示第二百十一号

越谷市から越谷都市計画高度利用地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百十二号

越谷市から越谷都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十三年埼玉県告示第千五百三十七号で告示した蓮田都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十七年三月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

蓮田市

二 都市計画事業の種類及び名称

蓮田都市計画下水道事業蓮田公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十三年十月二十四日から

平成二十八年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和五十三年埼玉県告示第千五百三十七号、昭和五十九年埼玉県告示第千三百九十八号、昭和六十一年埼玉県告示第千四百三十四号、昭和六十三年埼玉県告示第千三百二十五号、平成二年埼玉県告示第千二百十三号、平成六年埼玉県告示第千四百十三号、平成八年埼玉県告示第千八十八号、平成九年埼玉県告示第千百九十六号、平成十年埼玉県告示第千二百五十二号、平成十三年埼玉県告示第千八十五号、平成十七年埼玉県告示第七号、平成十九年埼玉県告示第百八号、平成二十三年埼玉県告示第百十五号の事業地に大字川島字押出、字松ヶ崎及び字皿田を加え、大字川島字蔵足り並びに大字馬込字七番を変更する。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第二百十四号

越谷市から越谷都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百十五号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定より、次のとおり建築士の免許を取り消したので、公告する。

平成二十七年三月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 免許の取消しをした年月日

平成二十七年三月二日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名

齋藤 勝利

三 前号に掲げる者の二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

四 第二号に掲げる者の登録番号

第六三〇九号

五 免許取消しの理由

建築士法第九条第一項第二号による

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年三月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

埼玉県飯能県土整備事務所長 内 藤 敏 夫

<p>越生長沢線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>飯能市大字長沢字落合二〇九七番 地先から同市大字長沢字馬場七番 一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分 に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十七年三月六日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十一年三月二十 七日付け埼玉県飯能県 土整備事務所長告示第 十七号で告示した道路 予定区域の一部供用開 始である。 延長一〇〇・〇〇 メートル</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年三月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

埼玉県飯能県土整備事務所長 内 藤 敏 夫

<p>二百九十九号</p>	<p>路 線 名</p>
<p>飯能市大字長沢字馬場六八番一 地 先から同市大字井上字大西一二八 三番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十七年三月七日 (午後三時)</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十一年三月二十 七日付け埼玉県飯能県 土整備事務所長告示第 十六号で告示した道路 予定区域の供用開始で ある。 延長八六六・〇〇 メートル</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年三月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

埼玉県本庄県土整備事務所長 石 関 千 春

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上里鬼石線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
宿字本郷四七番三地先まで	児玉郡神川町大字新宿字枇杷橋一 一〇番一地先から同郡同町大字新	区 間
一〇・三〇) 一一・三〇	九・二〇) 一〇・六〇	敷地の幅員 (メートル)
	三六・二〇	延長 (メートル)
	自転車歩行者道整備工事(新宿工 区)による	備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年三月六日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕 子

一 許可番号

平成二十七年三月二日

指令川建セ第二六〇〇二二二二号

二 検査済証番号

平成二十七年三月二日

川建セ第二六〇一五二二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字千手堂字上台五百十番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町大字月輪九百六十番地一 プラントン長谷部 C 203

長島 浄人

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十七年三月六日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕 子

指定番号	第十一号
指定に係る道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の年月日	平成二十七年二月 二十日
指定に係る道路の位置	飯能市双柳八百八十四 十地先から 八百八十四 十地先まで
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	七・六
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	九・〇

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十五年十月一日第十五号で指定した道路を次のとおり取り消した。

平成二十七年三月六日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕 子

取消番号	第十二号
指定の取消しに係る道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の取消しの年 月 日	平成二十七年二 月十日
指定の取消しに係る道路の位置	飯能市川寺三百八十二一地先から 笠縫四百十一地先まで
指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)	四十四・五六
指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)	十六・〇

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十七年三月六日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕子

指定番号	第十二号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成二十七年二月十日
指定に係る道路の位置	飯能市川寺二百八十二一地先から 笠縫四百十一地先まで
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	四十四・五六
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	十五・五

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年三月六日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕 子

一 許可番号

平成二十五年三月四日

指令川建セ第二四 一一九 号

二 検査済証番号

平成二十七年三月四日

川建セ第二六 一五四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字月輪字高根八百十一番三、八百十二番四、八百十四番九、八百十四番十三、八百十四番十五、八百十四番十六、八百十四番十七、八百十六番三、八百十六番五、町道八千百二十五号線の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町大字月輪七百九十七番地四

株式会社武蔵鉄工 代表取締役 林 茂

正 誤

埼玉県条例第三十三号（平成二十六年三月三十一日号外第八号）中訂正

ページ 行 表中

十四 前から 第四十八条第一項第三号イ(3)

誤

第四十八条第一項第三号イ(3)

正

第四十八条第一項第三号イ(1)

正 誤

埼玉県告示第百七十九号（平成二十七年二月二十七日第二千六百七十四号）中訂

正

ページ

表中

行

一

変更後

前から二

誤

中台

正

中台南